

資料7

26.9.26 生活困窮者自立支援制度
全国担当者会議

生活困窮者自立支援制度に係る自治体 事務マニュアル（仮称）について

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（仮称）について

マニュアルの位置づけ

- 福祉事務所自治体が行う自立相談支援事業等の法に定める事業の実施及び住居確保給付金の支給に関する事務並びに都道府県等が行う就労訓練事業の認定について、その事務処理の適正かつ円滑な執行を確保するために、準拠すべき基本的事項について記載するもの。
- 広域自治体としての都道府県、福祉事務所を設置していない町村の役割についても記載。
- 2月頃の発出を予定。

項目案(現時点におけるイメージ)

第1 生活困窮者自立支援制度の趣旨及び概要

第2 総論

- 1 生活困窮者自立支援制度における自治体の役割
- 2 実施主体
- 3 庁内体制の構築
- 4 対象者の把握・アウトリーチ
- 5 計画の策定
- 6 地域ネットワークの構築(関係機関との連携、協議の場の設定)
- 7 町村の役割

第3 支援決定

- 1 支援開始までのプロセス
- 2 支援決定の意義
- 3 支援決定の内容
- 4 支援決定の効果

第4 支援調整会議

- 1 支援調整会議の意義
- 2 自治体の参画

第5 住居確保給付金の支給

- 1 支給要件
- 2 支給額の算定方法
- 3 支給決定までのプロセス
- 4 支給決定期間の延長
- 5 支給決定の取消
- 6 不正受給
- 7 報告等
- 8 関係機関との連携方法

第6 就労訓練事業(中間的就労)の認定

- 1 認定要件
- 2 認定までのプロセス(施行前の申請手続き含む)
- 3 認定取消
- 4 報告等
- 5 認定事業者に対する立上げ支援・税制優遇

第7 生活困窮者支援を通じた地域づくり

第8 他機関、他制度との連携、役割分担

第9 生活困窮者自立支援制度の運営に係る負担金・補助金・交付税措置の概要

第10 その他